平成２４年（フ）第６０号
山形県鶴岡市日枝字鳥居上47番地６
債務者　齋藤　繁雄
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第６５号
山形県鶴岡市矢馳字金光寺94番地18、前住所山形市嶋南２丁目１番８―103号　メゾン・マスト嶋Ｂ
債務者　丸山　奈緒
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１４０号
茨城県日立市森山町２丁目30番８―201号
債務者　清和　和吉
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１９４号
三重県鈴鹿市末広南３丁目８番32号　ラ・フィット都築Ⅱ318号室、住民票上の住所福岡県福岡市東区下原２丁目22番11号
債務者　杉本　神治
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０４号
三重県津市柳山津興381―８、住民票上の住所三重県津市上浜町二丁目226番地
債務者　日野　美里
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０９号
三重県津市久居新町834番地16
債務者　安井　千浩
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１１号
三重県津市白塚町１番地102
債務者　岩脇ひとみ
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１２号
三重県津市津興196番地３、前住所奈良県橿原市新口町237番地３　ウエストヴァレＢ201
債務者　日野　春美
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１３号
三重県津市片田新町110番地８
債務者　白石　　宏
1　決定年月日時　平成24年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８９２号
神戸市兵庫区湊町２丁目３番７号302、従前の住所神戸市兵庫区新開地４丁目３番７―607号
債務者　青山浩明こと　崔　　春雄
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７９号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目23番16号
債務者　田中　一子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８４号
広島県東広島市西条町寺家5824番地１
債務者　財満喜代子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７０号
広島市安佐北区落合４丁目４番33―101号
債務者　國本　博子（旧姓西倉）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４１号
広島市西区己斐上３丁目10番53―15号　有田第２ビル202号
債務者　江上久美恵
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３４号
広島県廿日市市地御前１丁目７番11―403号
債務者　空　　芳枝
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１号
山口県長門市東深川1300番地９
債務者　荒川　浩一
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第４２３号
沖縄県那覇市首里山川町３丁目30番地２階
債務者　川島　和美
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４４２号
沖縄県中頭郡西原町字与那城22番地　波平アパート２階Ｂ号室
債務者　外間　　吏
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部